

重要文化財
旧西脇尋常高等小学校
保存活用計画



令和6（2024）年3月
西脇市教育委員会

例言

1. 本計画書は「旧西脇尋常高等小学校」の保存活用計画(以下、「本計画」とする)をまとめたものである。
2. 本計画は、旧西脇尋常高等小学校木造校舎の文化財としての価値を今後も維持しながら、現役の教育施設として活用していくため、また、文化財としての価値を後世に残すための指針として策定するものである。
3. 本計画は、文化庁及び兵庫県、西脇市立西脇小学校保存活用計画策定会議の指導・協力を得て策定した。

	氏名(敬称略)	職名等
会長	足立 裕司	神戸大学大学院名誉教授
副会長	佐野 允彦	西脇市文化財審議会会長
委員	多田 由紀子	兵庫県立北はりま特別支援学校長
	井根 晃嗣	西脇小学校PTA会長(令和4年度)
	見坂 恵介	西脇小学校PTA会長(令和5年度)
	藤原 廣司	西脇市連合区長会副会長
	西田 猛	公募による市民
	上井 千里	西脇小学校長
	山本 比奈子	西脇小学校主幹教諭
	藤原 広三	西脇市防災安全課長(令和4年度)
	山上 公平	西脇市防災安全課長(令和5年度)
	板場 逸史	西脇市商工観光課長(令和4年度)
	塚口 貴博	西脇市商工観光課長(令和5年度)
オブザーバー	稲垣 智也	文化庁文化資源活用課整備活用部門文化財調査官
	田中 康弘	兵庫県教育委員会事務局文化財課主査

4. 本計画は、「重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針」(平成11(1999)年3月文化庁文化財保護部)に基づき策定した。
5. 本計画の策定事業は、西脇市が令和4年度～5年度にかけて、文化庁の国庫補助事業として実施した。
6. 本計画の策定及び策定に係る事務は、西脇市教育委員会が担当した。また、関連業務及び本計画の策定補助業務を、株式会社内藤設計に委託した。
7. 本計画の本文・図版の著作権は西脇市教育委員会に帰属する。

目次

第1章 計画の概要

1	計画の作成	・・・ 1
(1)	計画作成年月日及び計画期間	・・・ 1
(2)	計画作成者	・・・ 1
2	文化財の名称等	・・・ 1
(1)	重要文化財(建造物)の名称	・・・ 1
(2)	建造物の構造及び形式	・・・ 1
(3)	所有者等の名称及び所在地	・・・ 1
3	文化財の概要	・・・ 2
(1)	文化財の構成	・・・ 2
(2)	文化財の概要	・・・ 7
(3)	文化財の価値	・・・ 10
4	文化財保護の経緯	・・・ 11
(1)	保存事業履歴	・・・ 11
(2)	活用履歴	・・・ 13
5	保護の現状と課題	・・・ 14
(1)	保存の現状と課題	・・・ 14
(2)	活用の現状と課題	・・・ 14
6	計画の概要	・・・ 16
(1)	計画区域の設定	・・・ 16
(2)	計画の目的	・・・ 17
(3)	基本方針	・・・ 19
(4)	計画の概要	・・・ 19

第2章 保存管理計画

1	保存状況	・・・ 21
(1)	現在の保存状況	・・・ 21
(2)	管理状況	・・・ 21
2	保護の方針	・・・ 23
(1)	部分の設定と保護の方針	・・・ 24
(2)	部分の設定と基準について	・・・ 38
(3)	部位の設定と保護の方針	・・・ 38
3	管理計画	・・・ 41
(1)	管理体制等	・・・ 41
(2)	管理方法	・・・ 42
4	修理計画	・・・ 42
(1)	当面必要な維持の措置	・・・ 42
(2)	今後の保存修理計画	・・・ 42

第3章 環境保全計画

1 環境保全の現状と課題・対策	44
2 環境保全の基本方針	45
3 区域の区分と保全方針	45
(1) 区域の区分	45
(2) 各区域の保全方針	49
4 建造物の区分と保護の方針	50
(1) 建造物の区分	50
(2) 建造物保護の方針	51
5 防災上の課題と対策	52
(1) 防災上の課題	52
(2) 当面の改善措置と今後の対処方針	52
6 環境保全施設整備計画	53
7 周辺樹木の管理	53

第4章 防災計画

1 防火・防犯対策	54
(1) 火災時の安全性に係る課題	54
(2) 防火管理計画	55
(3) 防犯計画	58
(4) 防災設備(防火・防犯設備)	59
2 耐震対策	64
(1) 耐震診断と耐震対策工事	64
(2) 今後の対処方針	64
3 耐風対策	65
(1) 被害の想定	65
(2) 今後の対処方針	65
4 その他の災害対策	65
(1) 予想される災害	65
(2) 当面の改善措置と今後の対処方針	65

第5章 活用計画

1 活用の基本方針	67
(1) 基本方針	67
(2) 現在の活用状況・利用者と今後の対応	67
2 公開計画	68
(1) 建造物の公開計画	68
(2) 関連資料等の公開計画	68
(3) 公開における課題と対策	68
3 活用計画	70
(1) 活用計画の方針	70

(2) 建築計画	．．． 70
(3) 活用における課題と対策	．．． 71
4 外構及び周辺整備計画	．．． 71
第6章 保護に係る諸手続	
1 保護に係る諸手続	．．． 72
(1) 現状を変更しようとする場合	．．． 72
(2) 修理の措置の範囲	．．． 72
(3) 保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合	．．． 73
2 保存活用計画に関する手続	．．． 74
3 計画区域における環境保全に関連する行為	．．． 74
4 関係法令	．．． 74
第7章 関連資料	
1 重要文化財建造物の保存状況(部材別)	．．． 75
2 重要文化財建造物の保存状況(外観・写真)	．．． 78
3 重要文化財建造物の保存状況(内観・写真)	．．． 81

第1章 計画の概要

1 計画の作成

(1) 計画作成年月日及び計画期間

令和6（2024）年3月31日

計画期間：認定日以降、令和16（2034）年3月末まで

(2) 計画作成者

西脇市

2 文化財の名称等

(1) 重要文化財（建造物）の名称

旧西脇尋常高等小学校

ア 官報告示の名称及び員数

旧西脇尋常高等小学校 3棟

イ 指定年月日

令和3（2021）年8月2日

指定番号：建2728号

(2) 建造物の構造及び形式

ア 構造及び形式（官報告示による）

第一校舎 木造、建築面積645.68㎡、2階建、金属板葺

第二校舎 木造、建築面積624.70㎡、2階建、金属板葺

第三校舎 木造、建築面積628.01㎡、2階建、金属板葺

附（つきたり）

・東便所 1棟

木造、建築面積54.33㎡、平屋建、スレート葺

・西便所 1棟

木造、建築面積46.57㎡、平屋建、スレート葺

・東渡廊下 1棟

木造、建築面積164.22㎡、平屋建、スレート葺

・中央渡廊下 2棟

木造、建築面積延119.06㎡、平屋建、スレート葺

・西渡廊下 1棟

木造、建築面積151.33㎡、平屋建、スレート葺

・正門 1所

石造、主門柱一対及び両脇門柱からなる

(3) 所有者の名称及び所在地

所有者：西脇市

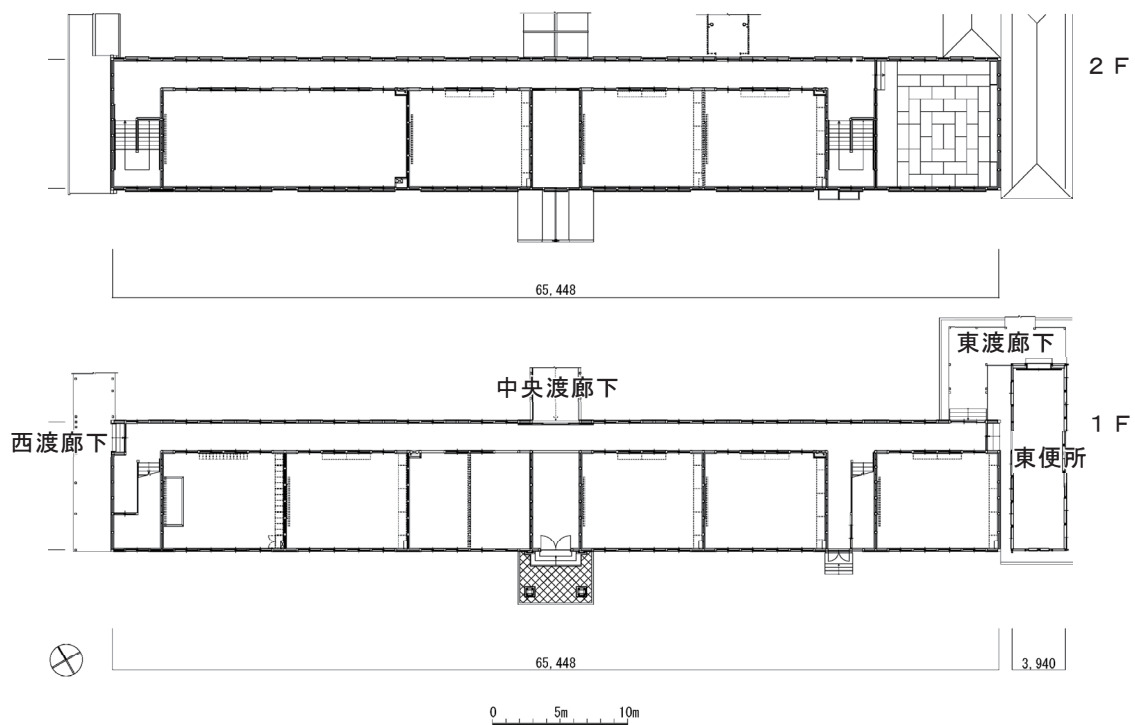
所在地：兵庫県西脇市下戸田128番地の1

3 文化財の概要

(1) 文化財の構成

文化財を構成する物件(配置は図1-2に示す)

- ・第一校舎、東便所、東渡廊下、中央渡廊下、西渡廊下



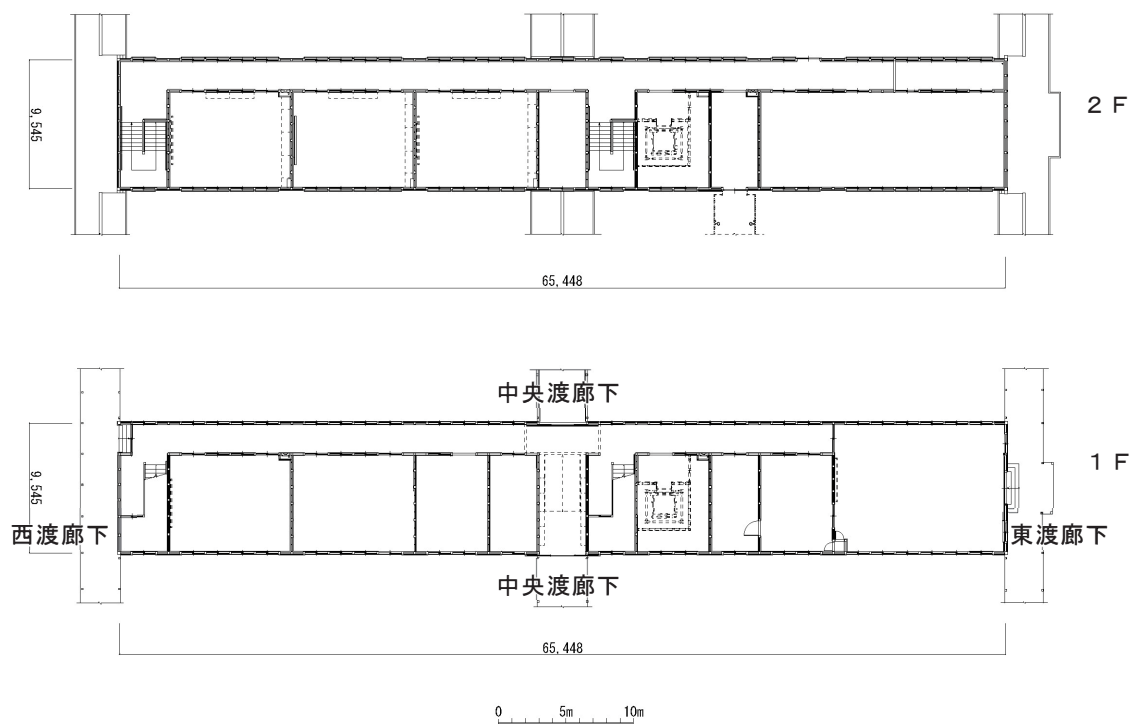
第一校舎 平面図



第一校舎

第1章 計画の概要

- ・ 第二校舎、東渡廊下、中央渡廊下、西渡廊下



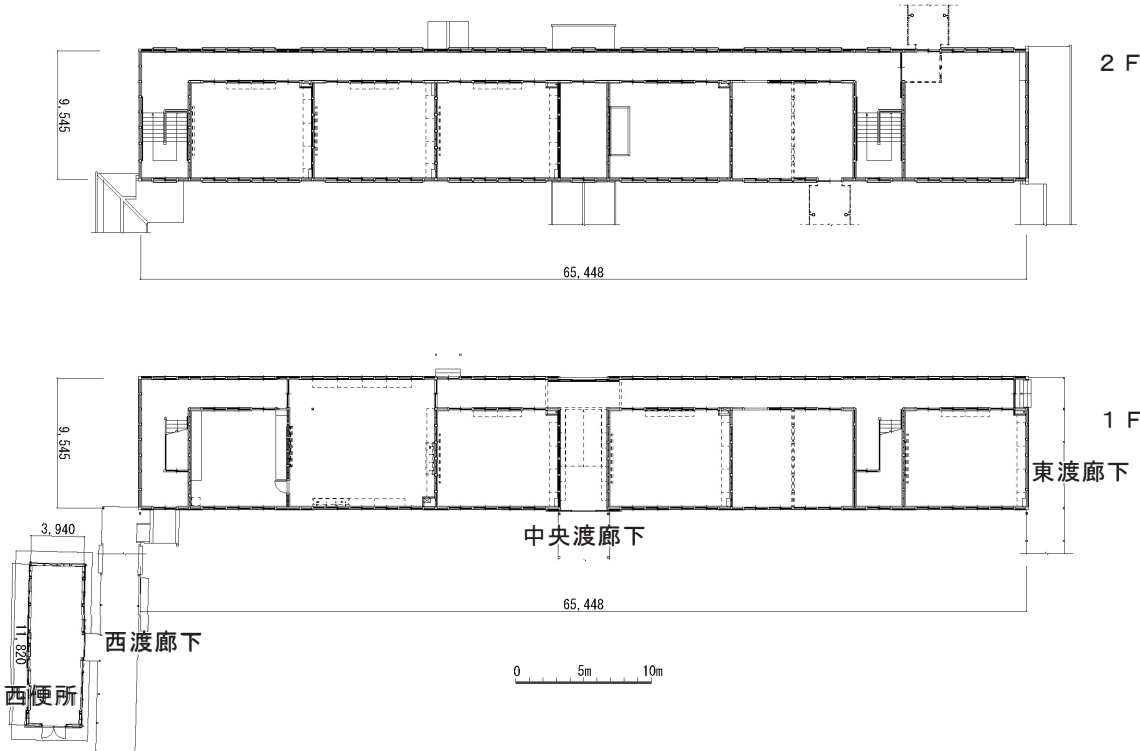
第二校舎 平面図



第二校舎

第1章 計画の概要

- ・ 第三校舎、西便所、東渡廊下、中央渡廊下、西渡廊下



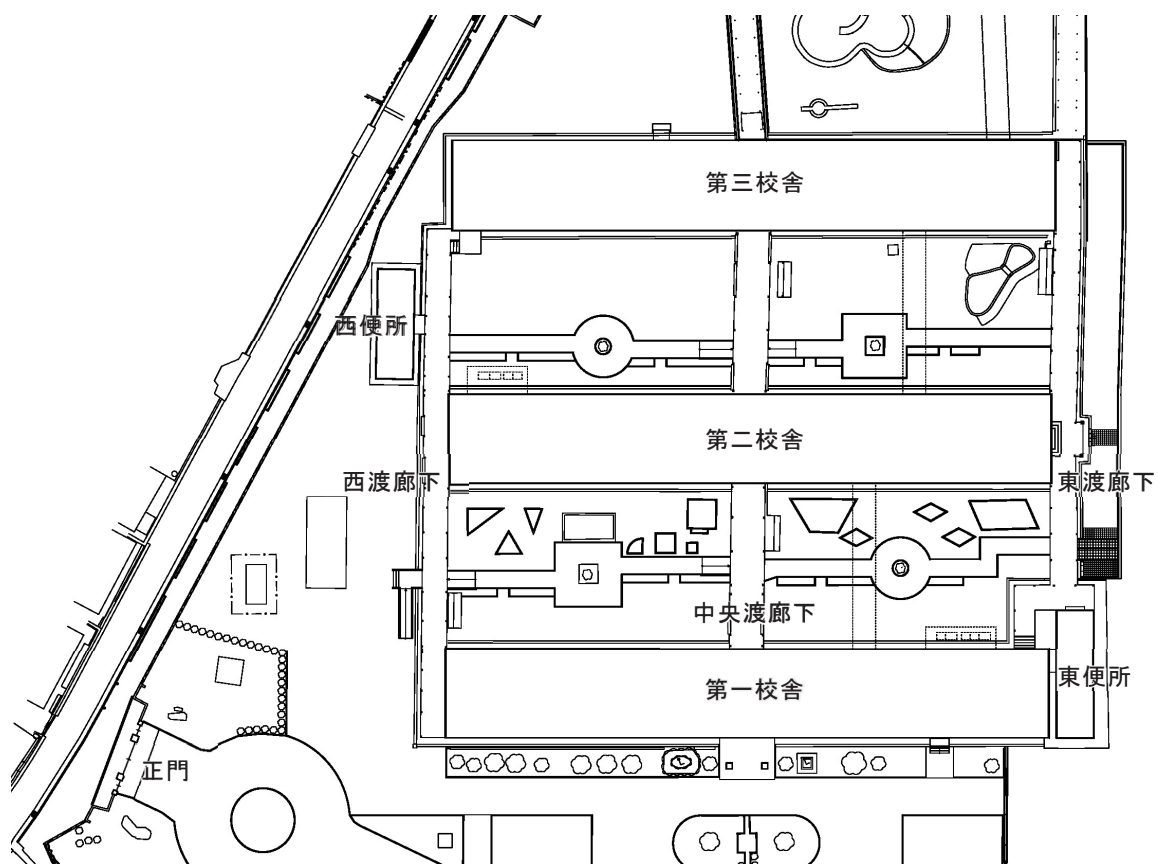
第三校舎 平面図



第三校舎

第1章 計画の概要

- ・ 東渡廊下、中央渡廊下、西渡廊下
- ・ 正門



校舎配置図



校舎全体

第1章 計画の概要



東便所



西便所



正門

(2) 文化財の概要

ア 立地環境

西脇市は兵庫県最大の流域面積をもつ加古川の中流域にある地方都市で、県の中央からやや南東より、播磨平野の最奥部に位置し、北部は旧丹波国と接する。市内には東経 135 度、北緯 35 度の交点があり「日本のへそ」の愛称で親しまれている。近世には農村集落が点在しており、江戸時代後期には農間余業として綿織物、釣針、すき櫛、竹籠、行商などが行われていた。

西脇小学校（旧西脇尋常高等小学校）は、中心市街地から北に緩やかに登った高台に位置する。同校の西側には津万平野西側を南北に延びる山塊の南端が迫り、東側は八日山と二つの山に挟まれる立地である。

小学校の敷地面積は 35,300.62 m²であり、西側に重要文化財建造物である木造校舎 3 棟と付属施設があり、東側は運動場となっており、敷地を取り巻く樹林・樹木が一体をなしている。周辺は住宅地であり、西脇こども園といった教育施設のほか八幡神社等の歴史ある寺社も点在する。

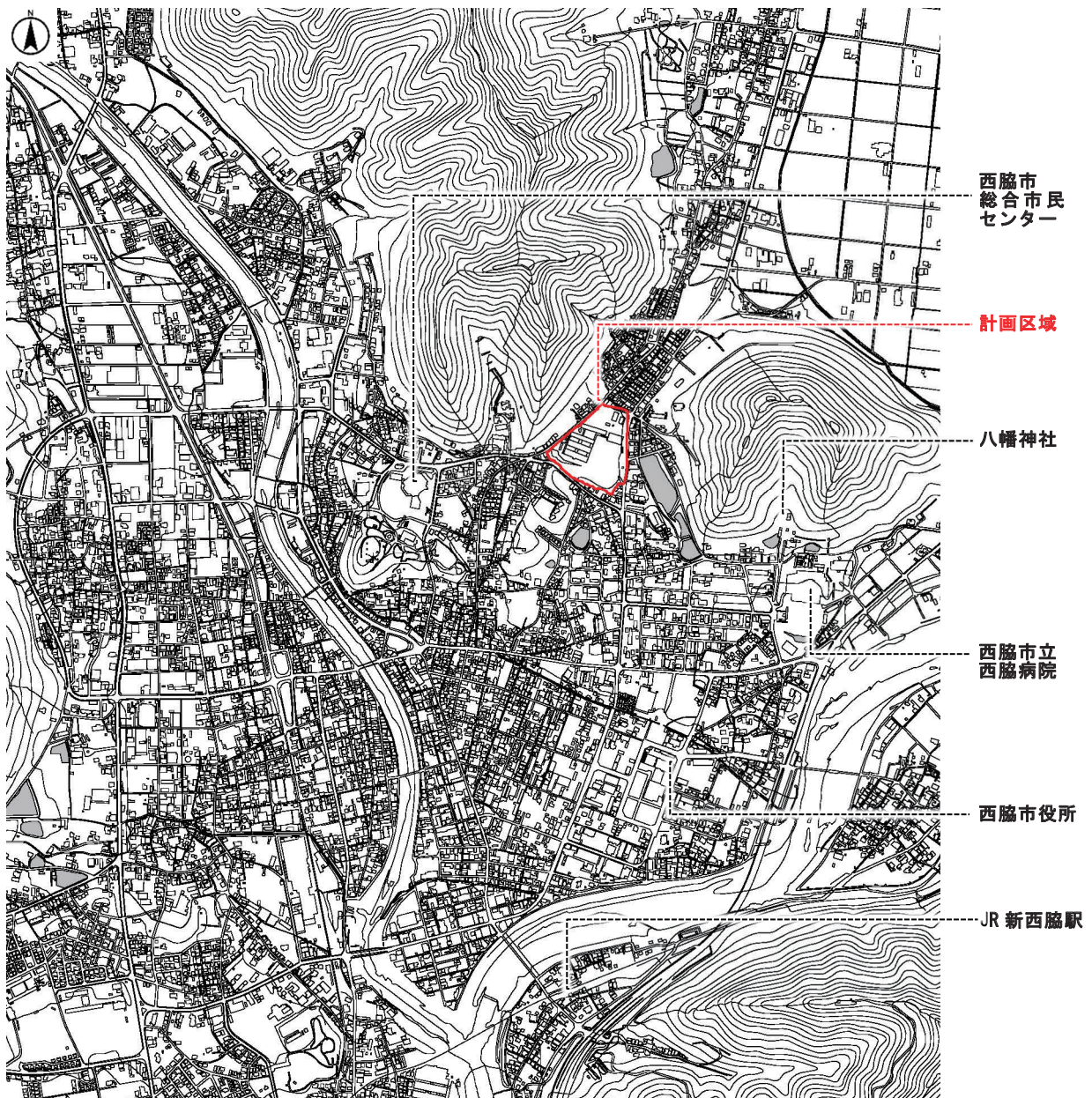


図1-1 計画区域位置図

凡例
— : 計画区域

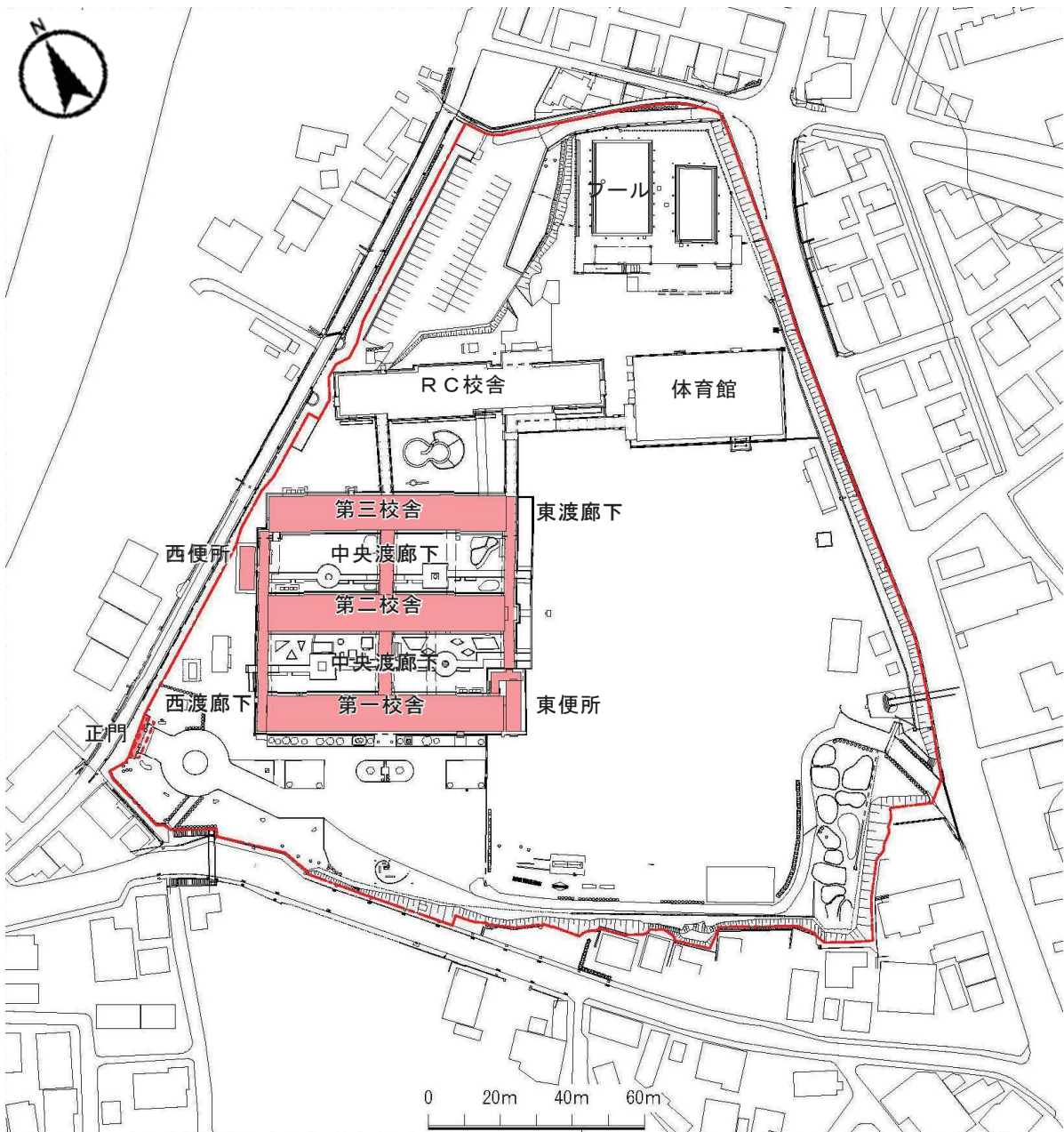


図 1-2 計画区域図

凡例

- : 重要文化財建造物
- : 計画区域

イ 創立沿革

旧西脇尋常高等小学校の校舎は、西脇市街北の高台に校地を構える西脇市立西脇小学校として現在も利用されている。同校は明治6(1873)年の為祥小学校創立を開創とし、同24(1891)年に開性尋常小学校を開設、同34(1901)年に村内の二校と合併して津万尋常高等小学校として現在地に移転した。大正6(1917)年の町制施行により、西脇尋常高等小学校と改称、第一校舎は昭和9(1934)年1月起工、竣工した校舎に同年9月3日に移転した。同年9月21日の室戸台風は近畿地方に大被害をもたらし、学校建築の被災によって児童、生徒も多く犠牲となった。同年12月18日付けの文部省訓令「学校建築物ノ営繕並に保全に關スル件」は学校建築の構造強化を目指したもので、これを受けて第二校舎及び第三校舎は昭和11(1936)年6月17日に地鎮祭、翌12(1937)年2月1日から竣工した新校舎へ移転した。西脇小学校には以上三棟の戦前期に建設された木造二階建校舎のほか、東西の便所と渡廊下、正門が残る。設計は元兵庫県技師の内藤克雄(1890～1973)、施工は正木組である。内藤は兵庫県立工業学校卒業後、兵庫県庁を経て加東郡福田村(現・小野市)に建築事務所を開設し、加東郡、加西市を中心に公共建築を多数設計した。

ウ 施設の性格

これまでの改修工事にて、創建当時の姿を可能な限り復原しつつ、教育環境を新たに整備している。現在まで小学校教育の場として機能しており、今後も小学校として使用していく。

エ 主な改造時期とその内容

校舎は、平成元(1989)年に建具改修、屋根葺替え、昇降階段の工事があり、平成20(2008)年3月28日付けで木造校舎3棟と渡廊下が兵庫県の景観形成重要建造物に指定された。平成24(2012)年に耐震診断を実施し、平成26(2014)年に校舎基本計画検討委員会を設置、翌平成27(2015)年に神戸大学と連携協定を結んで基本計画・基本設計業務を委託した。平成29(2017)年6月に木造校舎三棟の保存改修工事に着工、耐震補強と機能強化を果たし、エレベーターと二階ブリッジの新設によりバリアフリー環境を改善して、令和元(2019)年8月に竣工した。

(3) 文化財の価値

旧西脇尋常高等小学校は、昭和時代前期に文部省の学校設計基準に準じて建設された、木造二階建の校舎三棟が附属の渡廊下や便所とともに残り、保存改修工事を経て、今なお学校施設として使用されており貴重である。校舎外観は簡潔ながら上品な意匠でまとめ、木造二階建の並列配置は当時の典型的な形式の一つであり、校舎の端部を利用して積極的に特別教室を設けるなど、学校建築の発展過程を示しており、歴史的に重要である。(『月刊文化財 No. 695号』(文化庁監修、令和3(2021)年8月)より抜粋)

4 文化財保護の経緯

(1) 保存事業履歴

明治34（1901）年：	現在地に津万尋常高等小学校建設
昭和3（1928）年：	現在の第一校舎の南側に講堂が竣工（設計：内藤克雄、施工：不詳（昭和55（1980）年取り壊し））
昭和8（1933）年：	第一校舎起工（設計：内藤克雄 施工：正木組）
昭和9（1934）年：	第一校舎（南棟）竣工
昭和11（1936）年：	運動場拡張、校塀建設
昭和12（1937）年：	第二第三校舎（中、北校舎）竣工
昭和25（1950）年頃まで：	講堂脇、西側に平屋棟（臨時校舎）が建設される→その後昭和30年代には取り壊し
昭和33（1958）年：	給食室、プール横の付属棟完成屋根葺替え
昭和34（1959）年：	台風による屋根の被害を受けた可能性
昭和36（1961）年：	第一校舎の屋根の葺替え（学事録に第二・第三校舎の記述はないが、順次行われたと考えられる）、1960年代講堂と校舎3棟の屋根が葺き直され、講堂は青色の棧瓦、校舎は赤褐色の棧瓦となる。
昭和38（1963）年：	第一校舎の屋根の葺替え、プール完成
昭和39（1964）年：	第二、第三校舎及び運動場側渡廊下の屋根葺替
昭和39（1964）年以降：	講堂と校舎3棟の屋根が葺き直され、講堂は青色の棧瓦、校舎は赤褐色の棧瓦となる。
昭和40（1965）年：	渡廊下、便所屋根葺き替え工事
昭和43（1968）年：	歩道橋設置
昭和45（1970）年：	RC校舎が完成
昭和53（1978）年：	プール濾過装置改造工事
昭和54（1979）年：	体育館が完成
昭和55（1980）年：	講堂が取り壊され（竣工後52年）、車寄せのみ体育館に移設される
昭和56（1981）年：	渡廊下新設
昭和57（1982）年：	窓枠改修工事
平成元（1989）年：	校舎が大改修される（窓建具が全面的に改修された他、屋根が銅板葺きとなり、車寄せ

第1章 計画の概要

	の柱の改修、玄関の階段が撤去され、中央の渡廊下は第二校舎、第三校舎と同じレベルになる)
平成20（2008）年：	木造校舎3棟と渡廊下が兵庫県景観形成重要建造物に指定、RC校舎耐震補強
平成24（2012）年：	構造診断が行われ、耐震性が劣ることが指摘される。
平成28（2016）年：	保存改修工事の設計開始
平成29（2017）年：	第一校舎建築工事
平成30（2018）年・令和元（2019）年：	第二校舎建築工事・第三校舎建築工事
令和3（2021）年3月13日：	西脇市立西脇小学校保存改修工事報告書発行
令和3（2021）年8月2日：	重要文化財指定

(2) 活用履歴

現役の小学校施設として主に活用している。令和の改修工事及び重要文化財指定後は、見学会も定期的に行っており、現在は主に西脇市教育委員会・学校職員が対応している。

見学会の際に記念室についても公開しており、校舎関連の資料を展示している。

イベントについては、西小おやじの会によるイベントを定期的に行っている。映画撮影については、西脇市の条例等によりルールを規定している。

以下に、小学校としての活用以外の主な活用履歴を記載する。

ア 見学会

過去に以下の日時に見学会を行った。

- ・竣工式・見学会 令和元（2019）年9月15日
- ・シンポジウム・見学会 令和4（2023）年2月13日
- ・第1回西脇小学校校舎見学会 令和（2023）年7月31日
- ・日本建築学会近畿支部主催見学会 令和4（2023）年10月23日
- ・第2回西脇小学校校舎見学会 令和5（2024）年3月26日
- ・第3回西脇小学校校舎見学会 令和5（2024）年8月26日

イ 「西小おやじの会（※1）」によるイベント

過去に以下のイベントを行った。

・人気テレビ番組「風雲たけし城」を模した校舎内に各種アクティビティを設置しクリアして最終ステージに挑む「シン風雲おやじ城」

現在以下のイベントを行っている。

- ・夜の木造校舎を利用した「肝だめし」8月頃
- ・木造校舎の廊下を使用した雑巾がけタイムトライアル「ゾリンピック」6月頃
- ・人気テレビ番組を模した鬼ごっこ「逃走中」2月頃

（※1）西脇小学校の卒業生や西脇中学校の生徒、地元の高校生、保護者などにより、地域の交流の場を創出する取組

ウ ドラマ・映画撮影

過去に以下の映画撮影が行われた。

- ・2007年 火垂るの墓 パル企画
- ・2009年 人間失格 角川映画
- ・2017年 宮沢賢治の食卓 スタジオブルー

エ その他

その他、過去に以下の活用があった。なお下記の活動の際には、利用者は西便所を使用している。

- ・グラウンド（少年野球、少年サッカー、地域行事等）
- ・体育館（少年野球、少年サッカー、少年バスケットボール、少年・少女バレーボー

ル、ドッジボール、体操クラブ、成人バレーボール、成人野球のトレーニング、西脇市民体育大会（剣道）等）

5 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

ア 保存の現状

平成 29（2017）年度から令和元（2019）年度令和の改修工事（以後、「令和の改修工事」という。）以前は保存修理や維持管理における小修理を、必要に応じて、その都度行ってきた。改修工事を行った結果、現行法に適合した小学校建築として利用している。保存の現状については第7章1にまとめた。

イ 保存の課題

保存のための課題として、以下のようなものが挙げられる。それぞれの課題に対する対策については第2章2にまとめた。

- ・現役の小学校であるため、児童・教職員に建物の使用方法・床材のメンテナンス方法（水ぶき・からぶき等）を指導する必要がある。
- ・教室の廊下側の建具の劣化（※2）が進んでおり、急な破損への対応を準備しておく必要がある。
- ・金属部分のさび防止のため、10年程度ごとに落下防止手摺の耐候性塗料の塗り替えが必要と想定される。
- ・大雨の際は玄関ポーチの屋根の樋が排水しきれていない（鉄砲水が起こる）。
- ・校舎内へつばめ等の鳥が侵入する。
- ・インクルーシブ教育（※3）としての施設整備のため、特別支援学級の増加に対応するには普通教室の配置の検討が必要

今後、より良い保存管理を行うために、保護の方針、管理計画及び修理計画の策定を行い、特に緊急に必要となることも想定される、修理届等の管理のための措置については、文化庁と協議を行い、適切な手続を行うことができるようにする必要がある。

（※2）令和の改修工事以前はあまり開閉が行われていなかったため、建具の調整・小修理のみ行った。

（※3）身体障害、知的障害、精神障害など、障害の有無に関係なく誰でも地域の学校で学べるような教育

(2) 活用の現状と課題

ア 活用の現状

近年は、少子高齢化が進み、西脇市の中心部も人口が減少し、生徒数は400人強で各学年とも2～3クラスで推移している。人口推移から推測すると今後10年後程度までは、各学年2クラスを維持できる見込みである。令和の改修工事の際に、西脇市の人口動態を考慮し、各学年の普通教室を2室、予備室を1室確保することを基本方針とし、今後10年間程度の児童数の推移に対応することを想定している。

また、令和の改修工事の際に木造校舎の文化財としての価値を保存し、西脇市民に向け啓発していくために記念室を設けており、地域住民が木造校舎の景観的・文化的価値を理解し、後世に伝えていく施設とし、さらに歴史的建造物の魅力を生かした歴史学習や地域コミュニティ並びにまちづくり活動等の拠点のひとつとして活用を図ることとする。

なお、西脇市教育振興基本計画の中で、学校教育の質の向上、ICT技術の導入による学習環境の充実についても目標として掲げており、令和の改修工事の際に主な対応は完了している。学校教育の方針については、今後も文部科学省（以後「文科省」という）からの指導に基づき調整する必要があるため、引き続き対応を検討する。

イ 活用の課題

活用のための課題として、以下のようなものが挙げられる。それぞれの課題に対する対策については第5章3にまとめた。

・学校としての課題

近年特別支援学級の児童数が増加傾向にあるため、RC校舎の教室利用は木造校舎の利活用に必須である。どのように教室を配置するかが課題となっている。

また、文化財建造物の見学会等での活用を行ってきたが、今後より積極的に活用するために、見学の範囲や内容等について、基本的な考え方を示す必要がある。本来の用途が学校であるため、見学者の人数制限や時間制限の設定、また随行するガイド等のソフト面を含めた対策が必要である。今後の活用のためには、設備の充実や使用者に注意事項を周知するための活用マニュアル、防災マニュアルの策定が必要である。国内外の多くの人々によりよく文化財建造物を理解してもらうための啓発活動として、案内板等外国語対応の整備を行い、ホームページやパンフレット、展示パネル等の充実を通して普及啓発を行っていくことも重要である。

その他、以下のような課題が挙げられる。

- ・障害の有無に関係なく誰でも地域の学校で学べるような教育（インクルーシブ教育）の実現を目的とした特別支援学級の増加、外国からの児童への対応
- ・木造校舎内で対応する場合は、普通教室への可逆的な間仕切りの設置などで対応する。

・文化財保護上の課題

文化財建造物の保存及び維持管理・公開活用の上で、建造物のみならず土地や外構の植栽等の維持管理にもコストがかかる見込みである。

その他、以下のような課題が挙げられる。

- ・教育環境の整備のために必要な設備や、今後想定される教育環境の変化に関連した建造物の改修

・公開における課題

PTA・西小おやじの会等の既存の想定されるイベントの内容も踏まえ、建造物への影響・危険性を考慮した文化財としてルールの見直しが課題として挙げられる。

見学会については、過去に要望があったバスツアーや見学会での利用を想定しており、可能であれば外観だけでなく内部の見学の要望もあり、今後検討が必要である。見学会の際に展示室として使用する記念室についても、管理体制の検討が必要である。

現在は西脇市教育委員会職員が対応しているが負担が大きい。NPO法人北はりま田園博物館・ボランティアガイドなどの同行を条件とすることも検討しているが、その際の施錠、開錠の責任についての課題もある。また見学会の適切な頻度を設定することも必要であり、以上の課題について検討した上で、活用についてのマニュアルを作成する。

・その他の活用における課題

映画撮影については、既存の立会いのルールやマニュアル、管理体制の見直しが課題である。映画撮影に際しては西脇市教育委員会を窓口とし、西脇市の条例等に基づいて指導を行う。

6 計画の概要

(1) 計画区域の設定

本計画では図1-2（計画区域図）のとおり計画区域を定め、重要文化財等の保存と活用について図1-3のように必要な事項を定める。

計画区域内には、重要文化財（建造物3棟附6棟）があり、他に重要文化財と一体となって価値を形成する「保存区域」、保存区域に隣接し歴史的な景観や環境を保全する「保全区域」、文化財の公開活用や教育環境の整備に活用する「その他区域及び整備区域」を含む。

ア 保存区域

保存区域とは、重要文化財建造物を含む区域で、その区域内では新たな建造物は建設せず、土地の形質も防災上必要な場合を除き現状を維持する区域のことで、3棟の重要文化財建造物及びその維持に必要な周辺部分を指す。

本計画においては、文化財を構成する木造校舎3棟、西便所、東便所、東渡廊下、中央渡廊下、西渡廊下、正門に加えて、前庭の一部（第一校舎南面から芝生・縁石まで）及び中庭からの景観が文化財と一体的な価値があると考え、範囲を定めた。

イ 保全区域

保全区域とは、保存区域の周辺で保存区域との調和を図る区域であり、その土地形状も現状保存に努める範囲とする。また、防災管理のうえで重要なエリアも保全区域とし、同様に現状保存に努めるが、今後必要に応じた対策は進めることとする。

本計画においては、運動場からの景観が重要文化財建造物と一体的なものであり、設計者が意図した空間構成と意匠をよく表していること、竣工当初の建造物である東門が敷地内東端にあることなどから範囲を定めた。

ウ その他区域及び整備区域

重要文化財建造物を活用するために必要な施設で、特に重要文化財建造物では対応できない機能を補完する施設の整備を行う区域を整備区域とし、この区域内で新築や改築を行う際には、可能な限り周囲の環境や景観を損なわないデザイン、規模となるよう配慮する。

図1-3のとおり上記ア・イ以外の学校敷地の範囲とし、RC校舎、体育館、駐車場、プールを含めた。文化財建造物の現在の活用・外観・内部維持に特別教室を有するRC校舎、体育館・プールとの一体的な利用が必須であるためである。RC校舎北側の消火水槽、及び火災が起きた際の防火水槽としての利用も将来的に行う予定であるプールについては、文化財建造物の防火の観点から整備区域に含めるものとした。今後の文化財の公開活用や教育環境の整備における活用についても考慮し、整備区域の範囲を定めた。

(2) 計画の目的

本計画は、令和3（2021）年8月2日に重要文化財となった旧西脇尋常高等小学校内に位置する3棟の建造物の現状を把握するとともに、現役の小学校としての利用と重要文化財としての保護・活用を両立するために、小学校として必要な校舎・中庭・運動場を保存・保全・その他区域及び整備区域に分け、保存・管理・活用の基本方針を整理し、地域文化に寄与するための今後の望ましい在り方について定めるものである。

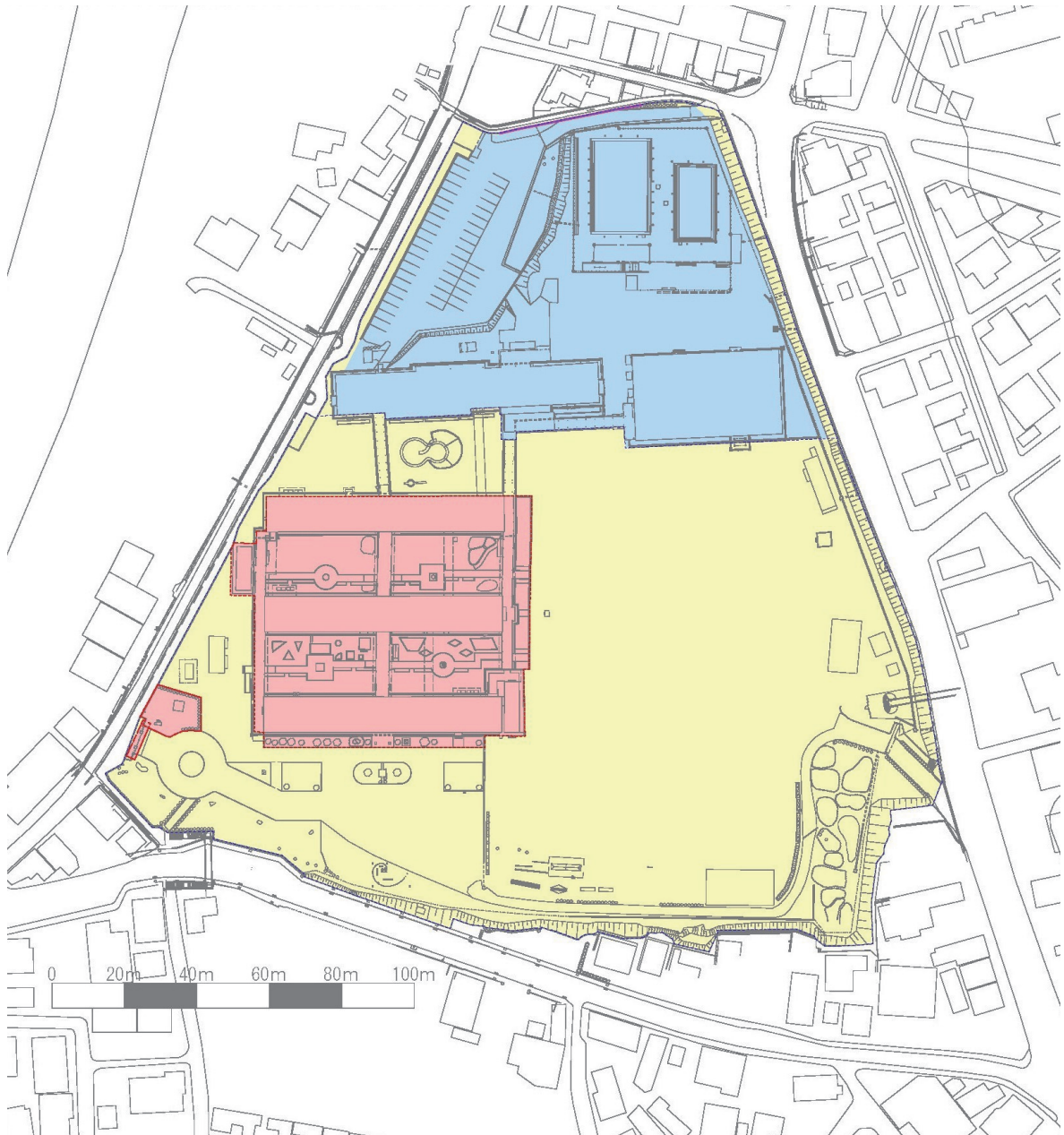


図1-3 計画区域配置図

計画区域

- : 保存区域 (西脇小学校主要部)
- : 保全区域
- : その他区域及び整備区域 (RC校舎・体育館・プール等)

(3) 基本方針

これまでの小学校としての文化財保存の姿勢を堅持しながら、保存活用計画を作成するに当たって、以下の「基本理念」と「保存活用の基本方針」を定める。

ア 基本理念

西脇小学校（旧西脇尋常高等小学校）の建造物群は、貴重な文化遺産であると同時に、将来においても使い続けられてゆく現役の教育施設である。こうした特性に配慮し、保存活用においては歴史的価値・建築的価値に加え、安全性・機能性等の価値も考慮し、方針を決定した。

イ 保存活用の基本方針

・保護の方針

重要文化財指定時の姿を保持することを基本方針とする。平成29年度から令和元年度にかけて行った保存改修工事において、竣工当初の意匠の復原を考慮し、かつ、教育施設としての設備も整備しており、令和の改修工事後の景観・意匠を維持することで、児童及び地域住民が地域の歴史や文化について学び、地域文化の発展に寄与することを目的とする。

ただし、次に挙げる部分については以下のとおりとする。

- ・階段手摺等の後補の変更部分については、更新時に当初意匠に配慮した検討を行う。次回の大規模な保存修理については、令和6年度に西脇市立小中学校教育施設長寿命化計画を策定し、西脇小学校の利用状況や劣化状況等を把握するとともに、施設整備の時期を設定し、計画的な保全を行う。
- ・維持修理に関わる部位は、形状・仕様を保持し、劣化・破損部材の更新を行う。
- ・当初材を取替える必要がある場合は、同材・同意匠となるよう配慮する。

・活用の方針

従来どおり教育施設として活用する。竣工当初から小学校校舎として活用されてきた西脇小学校において、重要文化財建造物の大半は、建設当初の意匠及び用途を維持し、現在も教育の場として機能している。そのことが文化財の価値となっているため、主として学校活動の場として活用する。

見学会などでの公開を想定しているが、それ以外でのイベントや展示を行う場合は不特定多数の利用が想定され、防災や防犯の面での懸念が想定されるため、見学会他の利用は慎重な検討を行った上で行うこととする。詳細については第5章活用計画において記載する。

(4) 計画の概要

ア 保存管理計画

現在の保存状況を確認し、保護の方針を策定した後、これらを踏まえて、管理計画及び修理計画を策定した。文化庁と協議を行い、文化庁に事前修理届を要しない管理のための措置を記載した（第2章に記載）。

イ 環境保全計画

文化財建造物周辺の地盤、樹木、外部保護柵、雨水排水施設についての保全計画について、文化財建造物保全の観点から検討した上で、日常的な教育施設としての活用状況についても考慮し策定した。現在の保全方法を確認し、整備計画等を策定した（第3章に記載）。

ウ 防災計画

防火管理区域の設定、区域内の建造物の燃焼特性の把握、現在の防火や防犯の状況確認を行い、整備計画及び管理計画を策定した。また、地震、大雨、強風、落雷への被害を想定し、対策を検討した（第4章に記載）。

エ 活用計画

活用基本方針、活用基本計画を策定し、旧西脇尋常高等小学校の活用の考え方を示した後、これらを実施するための課題を抽出した。策定に当たっては、障害の有無に関係なく誰でも地域の学校で学べるような教育（インクルーシブ教育）についての文科省の指針に従い、平成26年に設置された校舎基本計画検討委員会の答申との調整も図った。適切な活用を行うための留意事項についても記載した（第5章に記載）。

オ 保護にかかる諸手続

文化財保護法に基づく必要な手続及び本計画の改定について記載した（第6章に記載）。